

地目は畑だが宅地への転用許可を得ている旧警戒区域（帰還困難区域・双葉町）所在の土地を宅地並みの価格で取得していた申立人について、その取得価格全額相当額が財物損害として賠償された事例。

801

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の損害期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- ① 別紙物件目録記載の土地1，2にかかる財物価値の喪失又は減少
1024万2266円
- ② 弁護士費用
30万7268円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の各損害項目についての和解金として、合計金1054万9534円の支払義務があることを認める。

3 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目①について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 支払方法

(省略)

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月10日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 和田千代)